平成３０年（フ）第２２１号
愛知県東海市加木屋町北平井36番地の４　ＧＥＮＥＳＩＳⅢ　102号
債務者　神谷　和美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７７号
名古屋市千種区今池３丁目36番13号
債務者　荒谷　敏子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８５号
兵庫県姫路市書写台２丁目13番地ビレッジハウス書写台１棟403
債務者　八木　利和
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６９号
長崎県長崎市家野町１番12号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1156番地６　木崎ハイツ202号
債務者　片岡　美子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
長崎県長崎市愛宕４丁目20番５号
債務者　森田佐知子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
青森県八戸市湊高台２丁目13番13号　イーストハイツＡ205号
債務者　林　　正明
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
宮城県岩沼市吹上２丁目１番27号　サン・エアリーＣ101号、従前の住所宮城県岩沼市相の原１丁目５番７号
債務者　布田　利勝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
福島市南沢又字南舘38番地の２シルバーピュア福島103号室
債務者　斎藤　　満
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第８６号
茨城県つくば市島名4376番地（諏訪Ｃ19街区２）グランドパレスＮＳ一88　702号
債務者　中世古知孝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第５５号
茨城県常総市杉山897番地１　県営石下アパート３棟201号、前住所茨城県常総市国生1276番地２
債務者　横関　純一（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５６号
茨城県常総市杉山897番地１　県営石下アパート３棟201号、前住所茨城県常総市国生1276番地２
債務者　横関かおり
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３５号
群馬県桐生市錦町１丁目７番11号
債務者　岩本　順子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２３号
千葉県鴨川市前原141番地
債務者　吉野八重子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第５８号
茨城県神栖市平泉2137番地22　オーパスⅥ203、前住所新潟市中央区西堀前通11番町1642番地２　ダイアパレス西堀304号
債務者　寿司居酒屋輝虎こと　田嶋　　穣
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０３号
新潟市南区和泉184番地46
債務者　武藤　　毅
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０４号
新潟市南区和泉184番地46
債務者　武藤由美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部